



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-25

Vol. 09 No. 542

2010年10月28日(木)

CBD COP 10ハイライト

2010年10月27日水曜日

ハイレベルセグメントがこの日一日開催された。ワーキンググループ Iは、GTI、インセンティブ措置、IAS、農業部門生物多様性および気候変動に関する決定書草案を議論した。ワーキンググループ IIは、資金メカニズム、SBSTTAの効果性、戦略計画に関する決定書草案を検討した。ABS交渉は、遵守、TK、およびCOP決定書草案に焦点を当てた。少数のコンタクトグループ会合および非公式グループ会合も日中から夜に入っても会合した。

ハイレベルセグメント

開会： 日本の松本龍 環境大臣は、ハイレベルセグメントの開会を宣言した。国連総会議長のJoseph Deissは、生物多様性に関する国連総会ハイレベル会議はABSの合意、戦略計画の採択、IPBESの時宜を得た設立を期待すると伝えた。

国連事務総長のBan Ki-moonも、ビデオメッセージの中で、締約国に対し、国際的なABS体制と戦略計画を採択するよう求め、国連生物多様性の10年という日本の提案を称賛した。ガボン大統領のAli Bongo Ondimbaは、生物多様性と貧困撲滅に関する汎アフリカ会議について報告し、IPBESの設立を支持し、アフリカの科学面、技術面の能力向上へ貢献するアフリカ委員会の設置を提案した。

イエメンのAli Mohammed Mujawwar首相は、G-77/中国の立場で発言し、改定された戦略計画を採択する必要があるが、適切な資金源がなければ成功は望めないと述べた。世界銀行総裁の Robert Zoellickは、グローバル・タイガー・イニシアティブ (Global Tiger Initiative) を、政府および地域社会の利害関係者が広範に参加する保全の成功例として指摘した。

UNEP専務理事のAchim Steinerは、科学や経済は、客観的な助言をし、従来の成長モデルが驚くほどの貧困化をもたらしたことを示す上で、重要な役割を果たすべきだと強調した。GEF CEOならびに議長のMonique Barbutは、GEF資金は50%増額されるとし、広範な新しいパートナーシップを通してGEF資金へのアクセスを容易にするイニシアティブを指摘した。CBD事務局長のAhmed Djoghlaifは、締約国に対し、将来の世代のために行動し、ABS議定書での合意を図るよう懇願した。日本の菅直人首相は、生命の調和イニシアティブ (Life in Harmony Initiative) を発表し、これは途上国によるNBSAPの開発と実施を支援するため、3年間で二十億ドルを拠出すると述べた。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-25

ステートメント：午後、スウェーデン、ナミビア、ポルトガルなど数名の参加者が、2010年目標を達成できなかった代わりに、改定版戦略計画およびABS議定書を採択する機会であると指摘した。ルクセンブルグとオーストリアは、合意に達しなかった場合は、CBDへの信頼が危うくなると付け加え、メキシコはCOP 10をこの条約の歴史的な転換点だと説明した。英国、ブラジル、フィンランド、タイ、インドネシアは、改定版戦略計画、ABS 議定書、資源動員は、相互に支えあう目的を持つものだと述べた。

スウェーデン、日本、韓国、ポルトガル、その他は、ABSでの合意をキーになる重要問題だと指摘し、メキシコ、その他は、有効なABS遵守体制が不可欠だと述べた。カナダは、ABS議定書は合理的で 透明性があり、利用者の義務と遺伝資源提供者の義務のバランスをとるものであるべきだと述べた。フィリピンとフィンランドは、新しい戦略計画は強力で野心的であるべきだと提案し、インドネシアと英国は、明確で計測可能な目標をベースにすべきだと述べた。

ブラジル、EU、モーリタニア、その他は、資源動員のための効果的な戦略策定の重要性を指摘した。マレーシアとパラオは、将来目標を達成するには、適切かつ効果的な資源動員が必要であると強調した。フィンランド、英国、米国は、自国がGEFへの拠出金を増額したと指摘した。日本は、里山イニシアティブに焦点を当て、これに対し、スーダンとチュニジアは感謝の意を表した。数カ国が、官民双方からの資金など、革新的な資金メカニズムを探求する必要があると指摘した。

EU、シンガポール、スリランカは、TEEBに焦点を当て、生物多様性および自然資源に影響を与える決定には経済的な側面を取り入れる必要があると強調した。韓国、ベニン、米国は、IPBESを科学と政治的意思決定との間のギャップを埋める価値のあるツールだとして、これを支持した。

EUを含めた数人の参加者は、交渉を進めるため妥協の精神を発揮するよう求め、ブラジルとグレナダは、今後果てしなく会議することがないようにするには、柔軟性や相互理解が必要だと付け加えた。多数のものが生物多様性の喪失は部門別の問題ではないと強調し、気候変動や砂漠化、貧困削減、その他の問題と並行してこそ取り組める問題であると強調した。アンゴラ、パナマ、その他は、CBDと他の国際的な合意とのシナジーを追求する必要があると指摘した。

ワーキンググループ I

参加者は、海洋生物多様性およびバイオ燃料に関するコンタクトグループの報告を聞いた。議長のHuflerは、両グループの議長に対し、議長の友グループでの議論を続けるよう求め、REDD+に関する議長の友グループの再結成を求め、日本に対し、火曜日のREDD+に関する閣僚級パネルの成果を報告するよう求めた。

GTI: ペルーは、ILCsの分類学的知識にアクセスするにはPICを求めるとの発言を繰り返した。参加者は審議後、CBDの目的に言及することで合意し、適切な場合は、PICそして/または ILCsの承認および参加、さらには関連する国内法に言及することで合意した。非商用の研究を目的とする分類用の証拠標本



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-25

生物種の交換に関し、アフリカン グループは、この言及はABS議定書の採択まで括弧書きで残されると繰り返した。ペルーとグアテマラは、分類学以外の利用でもPICへの言及を追加するよう求めた。議長のHuflerは、ABS議定書が採択され次第、括弧が取り除かれるとの理解を前提に、「利用および目的の変化を考慮する必要性を十分配慮し」と挿入することを提案した。参加者は決定書草案を改訂されたとおり承認した。

インセンティブ：逆インセンティブに関し、EUは、生物多様性に影響を与える可能性があるセクターへの言及を含めるよう提案し、参加者もこれに同意した。持続可能な消費および生産パターンに関し、EUは、CBDの目的に沿った、調達政策への言及を求めた。参加者はこれらの改定をした上で決定書草案を承認した。

IAS：ベラルーシは、IASおよびIASガイドラインなどIASに関係する管理責任に関する既存の情報を取りまとめ、配布することを提案した。ギニアは、IAS管理、特に河川流域でのIAS管理に関する国境を超えた協力促進という新しい文を提案した。

AHTEGに対する付随TORに関し、ニュージーランドは、早期警戒システムを、早期の感知および迅速な対応システムに置き換えるよう提案した。決定書草案は、バイオ燃料に関する議長の友グループで議論されているバイオ燃料の生産に利用されるIASに言及した文を除き、改訂された通りで承認された。

農業部門生物多様性：参加者は、決定書草案（(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.10)について議論した。参加者は、改定版戦略計画への言及に付けられた括弧を取り除くことで合意した。知的財産権（IPRs）の影響分析におけるCGRFAとの協力に関し、ペルーは、他部門での食糧安全保障に重要な生物種の利用を分析すると付け加えるよう提案したが、カナダは反対した。EUは、小規模農業従事者に対するIPRsの影響への言及削除を求めたが、CBD ALLIANCEとノルウェーは反対した。非公式協議後、参加者は、遺伝資源におけるIPRsの範囲の動向を検討することで合意した、これには関連する森林および草原の遺伝資源が含まれ、適切な場合には、薬品、化粧品、その他のタイプの産業セクターでの遺伝資源利用のため、特許が取得されている、あるいはIPRsが取得されている場合の食糧安全保障への影響も含まれる。

農業部門生態系、その生物多様性およびサービスの機能を維持することで、持続可能な生産性向上の機会を促進するとの議長提案に関し、EUは、「遺伝資源の保全および持続可能な利用を含める」と付け加えるよう提案した。参加者は、貿易関連インセンティブの影響について情報をとりまとめ、普及するとの表現を削除することで合意した。また参加者は、締約国に対し、「農業従事者」が伝統的な生物種に加えて「局地的な」生物種も現場で保全を行うことを支援するよう求めるとのIIFBの要請を支持し、ブラジルは、CBDや他の関連する国際的な義務との整合性を求めた。決定書草案は改訂されたとおり採択された。

気候変動：参加者は決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.11）について議論した。参加者は次の点で合意した：気候変動の生物多様性への影響に対応するための気候資金提供の呼びかけを削除する；リオ条約間の「シナジーを築く」ではなく、「協力を強化する」と言及する。



ノルウェーとEUは、コベネフィットへの言及を求めたが、ボリビアはこれに反対し、特定の利益のリストアップを希望した。参加者は、生態系、社会、文化、経済的な利益など、多岐の利益に言及することで合意した。ブラジルは、保全の価値が高い地域または生物種に富んだ地域は利用しない、あるいは再生可能エネルギーに転換しないよう確保するとの文章の削除を求め、オーストラリアとフィリピンは、再生可能エネルギー政策の開発および実施の際は、これらの地域に留意することを提案したが、ボリビアとドミニカ共和国が反対した。参加者は、再生可能エネルギー活動を計画し実施する場合は、生物多様性の構成要素の保全および持続可能な利用を検討することで合意した。

ボリビアは、提案されているジオエンジニアリング的措置の定義に懸念を表明し、炭素回収貯留の除外がそのような活動の受け入れと解釈されないと指摘するよう求めたが、会議報告書に懸念を入れることは承認した。

REDD+に関する議長の友グループの報告後、議長のHuflerは、セーフガードについて意見対立が続いているとCOP議長に伝え、現在行われている閣僚級協議で検討することを提案した。

ワーキンググループ II

資金メカニズム：資金メカニズムに対するガイダンスのレビュー：参加者は、決定書草案

(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.22) について議論した。附属の統合ガイダンスの改定案について、文章は以前のCOP決定書を反映するものだと説明がなされ、この提案は取り下げられた。参加者は2011-2020年の戦略計画への言及箇所にも多少の改定を加えた上で、この決定書草案を採択した。

第6回GEF資金募集で必要とされる資金の評価：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.23) について議論した。評価のための附属TORsに関し、中国は、地域バランスをとるため、専門家は途上国からのものと契約するよう提案し、フィリピンの支持を受けて、資金的ニーズの評価では2011-2020年の戦略計画に留意するよう求めた。決定書草案は改訂されたとおり採択された。

資金メカニズムの効果の第4回レビューの準備：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.24) について議論した。附属TORsに関し、EU、スイス、ウクライナ、日本は、「全ての」締約国からの情報に基づきレビューするよう提案したが、アフリカグループは、LDCsおよびSIDSを含めた途上国に特に言及するよう求め、フィリピンは、「最も環境面で脆弱な」国と付け加えるよう求めた。ロシアは、経済移行国および先進国と共に、これらの諸国をリストするよう提案し、参加者もこれに同意した。決定書草案は改訂されたとおり採択された。

SBSTTAの効果性：参加者は決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.25) について議論した。SBSTTAのためのIPBES実施に関し、メキシコは、IPBESがCBDのニーズに対応するようにし、それにより、以前の決定書と合致する形で、SBSTTAを強化するよう提案した。戦略計画およびMYPOWの科学的、技術的側面に



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-25

焦点を当てるようSBSTTAに要請する件に関し、カナダは、COPからのガイダンスの下、これに則り、またその要請の下での、SBSTTAの作業という表現を提案した。決定書は改訂されたとおりの採択された。

戦略計画： 第8(j)条に関係する使命および目標に焦点を当てるコンタクトグループでの議論に続き、ワーキンググループ会合で、決定書（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.26）に関する議論が行われた。コンタクトグループ共同議長のFazelは、実施に向けた適切な資金源に関する条項を除き、決定書の文章で合意されたと報告した。この除外条項は並行して行われる議論が終わるまで括弧書きで残される。附属戦略計画に関し、同共同議長は、同グループが12のヘッドライン目標で合意に達したと指摘した。同共同議長は、使命に関する少人数グループは条項の本文では合意したが、冒頭部分には生物多様性喪失の行動を「停止する (to halt)」のか、それとも「停止に向け動く (towards halting)」のかというオプションを含めることになったとし、「2020年まで」という文も括弧書きのまま残されたと報告した。

決定書草案： 生物多様性を本流とするためNBSAPを利用するとの実用パラグラフに関し、中国は、国内アカウントへの言及を削除するよう求めたが、EU、パラオ、アフリカングループがこの保持を求めた後、「適切な場合」という条件付きで、この保持に同意した。IIFBは、パラグアイ、ガボンの支持を受け、戦略計画の実施にあたってはUNDRIPに留意するよう締約国に求めることを要請し、ニュージーランドは、「適切な場合、そして各国の国内法に基づき」と付け加えるよう求め、参加者もこれに同意した。

その後、参加者は、締約国、GEF、その他に対し、戦略計画実施のため適切な資金援助を提供するよう求め、先進国による資金約束の効果的な実施を求める、括弧書き条項について議論した。EUは、スイスの支持を受け、この条項は資金問題の議論終了まで括弧書きのままとするよう要請した。アフリカングループ、中国、その他途上国数カ国は、括弧を外すよう求め、メキシコとブラジルは、提案されている表現は以前のCOP決定書と同じであると指摘した。ブラジルは、括弧を外し、GEFに関して別な括弧書きの条項とするよう提案した。リベリアは、資金に関する合意がないなら戦略計画を議論する必要はないと述べた。南アフリカとメキシコは、戦略計画に関する議論が資源動員および資金源の議論に情報を提供すべきであり、その逆ではないと強調した。EUは、利用可能な資源レベルが戦略計画の優先度を決定すべきだと指摘し、この条項を保留しておくべきではないと述べた。共同議長のLunaはこの重要な問題での意見の不一致を指摘し、会議を中断した。

議論が再開された際、EUは、GEFへの言及を外し、このパラグラフの括弧を取り除くというブラジル案に賛成し、ニュージーランド、その他もこれを支持した。EUは、戦略計画の実施を可能にするため、適格な国には、適切で予測可能な資金援助を、時宜を得て提供するようGEFに要請するとの条項の追加を提案し、参加者もこれに同意した。



2011-2020年戦略計画：カナダは、戦略計画が「柔軟な」枠組みを構成すると規定するよう提案し、ブラジルもこれを支持した。

使命 (Mission)：EUは、オーストラリア、太平洋諸島、スイス、ノルウェーと共に、生物多様性の喪失を「2020年までに停止する」オプションを支持する強力な政治的メッセージを求めた。ブラジル、中国、アフリカグループ、エクアドル、インド、その他は、「2020年までに」生物多様性の喪失を「停止するよう動く (towards halting)」とするオプションを支持した。マレーシアとメキシコは後者を支持したが、期限を含めない形での「停止する (to halt)」との表現を検討する柔軟性があると指摘した。

使命の項の中での適切な資金源という表現に関し、ニュージーランドは、資金源を「提供する (provide)」ではなく「動員する (mobilize)」とするよう提案し、EUとスイスはこれを支持したが、ブラジルとアフリカグループは反対した。

ヘッドライン目標：参加者は、生物多様性を政策の本流に据えることで、生物多様性喪失を招く原因に対処するとの題目の下にある最初の4つの目標を承認し、生物多様性の価値を開発や貧困削減戦略の中に組み入れるとする目標での、国内アカウンティングへの言及の後に「適切な場合 (as appropriate)」との表現を挿入した。

5番目の目標に関し、ブラジルは、アフリカグループとスイスの支持を受け、次のような妥協案を提案した：2020年までに、森林を含めた全ての自然の生息地の喪失速度を少なくとも半減し、実施可能な場合は、ゼロに近づける、劣化と細分化は大幅に削減する。EUは、森林に焦点を当てる必要性を強調したが、太平洋諸島、マレーシア、コロンビア、南アフリカは反対した。共同議長のLunaは、この問題に関する非公式の議論を求めた。

ABSに関する非公式 諮問グループ

午前中、ICG共同議長のHodgesは、利用と誘導体に関する協議、遵守に関する二国間協議が行われていると伝えた。

TK：少人数グループ議長のJanet Lowe (ニュージーランド) は、次の項目で合意したと報告した： UNDRIPに「留意する (noting)」との序文での言及、これについては、カナダが本国と協議した後受け入れた；各国が遺伝資源に関係するTKを、口頭で、文書で、または他の様式で保持している場合という特異な状況に関する序文での言及。同議長は、保留された問題には次のものが含まれると述べた：遺伝資源の利用により生じる利益配分、そして／またはILCsが保持する遺伝資源に関係するTKで関係する地域共同体とのもの (第4(1)条bis)、これに関してはカナダがまだ協議中である； ILCsの遺伝資源へのアクセスに関するILCsのPICまたは承認および参加を求める言及での異なるオプション (第5(1)条bis)；公的に利用可能なTK (第9(5)条)。IIFBは、TKに関する交渉から外されたことへの懸念を表明した。



午後、更なる協議が続けられた後、議長のLoweは、第5(1)条では *bis*、合意が生まれつつあると報告し、ILCsが遺伝資源へのアクセス権を提供できる確立した権利を持つ場合、当該遺伝資源へのアクセスに関し、ILCsのPICまたはその承認と参加を確保するため、締約国は国内法に則り、適切な措置をとるとの表現になると述べた。同議長は、一つのグループがまだ協議を続けていると指摘した。IIFBは、「確立した (established)」権利とする表現への懸念を強調した。

夕方、遵守に関する少人数グループ共同議長のShikongoは、各締約国および地域との二者協議について報告し、締約国の指示では妥協する予定があるが、妥協を探求するには明確な指示が必要だと強調した。ICG共同議長のHodgesは、状況は「覚めてきた (sobering)」が、議定書を最終決定する「十分なチャンス (good chance)」があると指摘し、遵守や公的に利用可能なTK、利用と誘導体に関する協議を続け、夕方には法的草案作成グループを開催するよう提案した。

韓国は、特定の問題がICGのマネードに含まれるかどうか、締約国間で解釈が分かれていると指摘した。アジア太平洋同志グループは、一部の締約国がバイオパイレーシー (バイオ海賊行為) 問題を避けるため、異なる解釈を利用していると強調した。

アクセス: 次の項目など、保留されている問題を話し合う会議が開催された: 適用での公平な扱い (第5(2)(a)条 *bis*) ; 全ての応用の承認はEIAの対象とする (第5(1)条 *ter*) ; 締約国は適切な行政的、法的申し立て手順を提供するとの規定 (第5(2)(g)条)。

COP決定書: 昼食時、少人数グループは、議定書の政府間委員会の作業計画について、第1回の読み合わせを行った、この中には、第1回および第2回会議で検討された問題も含まれ、予算問題およびABSオンブズマンオフィスの設立に関する手法への言及などに焦点が当てられた。その後、参加者は、保留されている問題について議論した、この中には、会議スケジュール、政府間委員会の役員、クリアリングハウスメカニズム (CHM) にガイドラインおよび契約条項のサンプルを提供するよう事務局に求めることなどが含まれた。

午後、ICGは、決定書草案をレビューした。EUは、本予算は、政府間委員会の1回の会議を対象とし、2回目の会議は自主的な寄付で賄われるとの予算グループの決定を指摘し、予算に関する議論が決着するまで、そのような会議に関する言及を括弧書きにするよう求めた。

コンタクト グループ会合と非公式会合

バイオ燃料: 議長の友グループは、この日一日を通して会議を開催した。参加者は、IASに関する決定の表現で合意し、これをバイオ燃料に関する決定書の序文でも言及することとし、バイオ燃料の材料や炭素隔離のためのものも含め、農業およびバイオマス生産でのIASの導入、確立、普及には、IASに関するCBDの指針原則にならない、予防的手法を適用することで合意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-25

その後、参加者は事務局の今後の行動について議論し、ツールキットへの言及を削除し、代わりに、バイオ燃料の生産および利用が生物多様性や関係する社会経済的状况に直接、間接にどのような影響を与えるか、これを評価するため自主的に利用されるツールについて、情報を分析し、普及するよう事務局に要請することとした。また参加者は、事務局に対し、資格のあるもの数名と共に、バイオ燃料の生産と利用およびエネルギー生産用のバイオマスの生産および利用に関して、関連するパートナー組織およびプロセスで行われている作業に「貢献し、助力する」よう要請することでも合意した。

海洋生物多様性：議長の子グループは、改訂された議長文書案について議論した。人間の活動が海洋の生物多様性に与える特定の、累積的な有害影響を抑制するよう求める表現に関し、参加者は、バイオ予測ではなくバイオテクノロジーに言及することで合意した。参加者は、GEFその他の資金源の役割を扱う「資金オムニバス (funding omnibus)」という途上国の提案について長時間議論した。GEF代表は、GEFの第4回資金募集でMPAs向けの資金が40%増資されたことを指摘し、SBSTTA 15の前にEBSA特定に関する地域ワークショップ開催への資金提供に関し「前向きな内部非公式連絡」があったと報告した。

第8(J)条：倫理行動規定：グループは、この規定が国内法や条約、その他の建設的なアレンジを変更するものと解釈されるべきでないことを明確にし、「ILCsが伝統的に利用し占拠してきた土地および水系」という多数の言及から括弧を取り除くことで合意した。

伝統的な資源へのアクセスに関する条項について、参加者は、ILCsが自身の慣習法に則り、伝統的な資源体制を決定するとの言及を削除し、伝統的な資源の権利は本質的に集団のものであるとの表現を保持し、これらには「個別 (individual)」の利益ではなく「その他」の利益が含まれると規定することで合意した。生物多様性関連の活動によりILCsが排除されることになってはならないとする規定に関し、ある先進国は、「その地域社会」または「その土地や水系」からの排除に言及するよう要請し、結局、参加者は、「その土地や水系、または適切な場合は伝統的に利用してきたまたは占拠してきた土地や水系 (their lands and waters or lands and waters traditionally used or occupied, as applicable)」とすることで合意した。返還および賠償に関する規定について、ある先進国は、国内法に照らしあわせることを提案し、先住民代表は、国際的な法的義務への言及を加えるよう求めた、これは、「適当な場合 (as applicable)」を付け加えることで、途上国地域グループの支持を受けた。改訂された規定草案はWG IIの承認にかけられる。

第8(j)条 MYPOW：第8(j)条WG 7での詳細な協議の議題に関し、参加者は、先住民代表の希望する気候変動に関して合意できず、結局、生態系管理、生態系のサービス、保護区域とすることで合意した。

資金問題:資源動員戦略:コンタクト グループは、共同議長の子グループが作成した草案について議論し、括弧書きの文章に焦点を当てた。国内での実施における主要利害関係者の参加に関し、参加者は、ビジネスや民間部門に特に言及するかどうか議論し、結局、特定の利害関係者への言及を削除することで合意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-25

生物多様性に有害なインセンティブを排除することによる資源動員の戦略指標に関し、参加者は、革新的な資金メカニズムと言う表現について、「国内の社会的、経済的状况に配慮し、条約その他の国際的な義務と一致し、調和するもの」とすることで、適格なものを規定することとした。

資金メカニズムを補足するイニシアティブに関し、ある途上国は、CBDの目的に沿ったイニシアティブとすべきであり、生物多様性の商品化を暗示すべきでない提案した。多数の先進国が商品化への言及に反対し、参加者は、条約ならびにABS議定書の目的に則った、生物多様性の本質的な価値に言及し、このうちABS議定書の部分は括弧書きにすることで合意した。議論は夜まで続けられた。

廊下にて

水曜日、戦略計画と資金源を結び付けたため、「メキシコのスタンドオフ」を招いた。戦略計画に関する交渉は、資金源への言及についての論争で中断され、資金の提供が期待されるものは強く反対した、その一方で資源動員戦略に関する決定書は、「革新的な資金メカニズム」の役割で意見対立が生じて立ち往生し、あるものは戦略計画への資金供与責任から逃れるための資金提供国の動きだと解釈した。あるものは、TEEBの研究がこの「なじみの」ゲームの条件を変えており、資金提供国は、生物多様性の保全支援での民間部門の役割を探る機会ができ、歓迎しているのだと説明した。途上国は、すでに乏しくなっている公共部門の資金のさらなる悪化につながるのではないかと恐れた、「企業に対して扉を開くことで、全ての問題は解決されると考えている」とある参加者は皮肉たっぷりに説明した。

ABSの世界では、資金面での対立はほとんど感じられなかったが、こちらの交渉でも、真昼の決闘に似通った雰囲気があった。利用に関する深夜の会議に多数の先進国参加者が姿を現さなかったとき、この問題の議論に参加する「用意」ができていないことが理由だと報じられたが、一部の者はこれに従おうとしていた。しかし他の者は、木曜日に開催されるABSの閣僚協議に向けインプットを準備する機会として利用しているのだと憶測した、このことは、ある者に言わせると、「これは役立つかもしれないし、そうでないかもしれない、この会議に何が賭けられているのか、閣僚たちが理解するかどうかにかかっている」。別な参加者は、先週、実質的な進展があったことを指摘し、「重要な問題を解決するなら、残りは10分で済まされる」と述べた。この参加者は、欠伸を噛み殺しながら、「大半のABS交渉担当者は、この議定書を交渉するため、2年間立ち止まらずに動いてきた、これを済ませて、普通の生活に戻りたい」と付け加えた。問題は、「疲労困憊で得た意見の一致が」ABSの目的やCBD実施に役立つかどうかである。

GISPRI仮訳



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-25

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.